

令和 7 年度第 4 回人事委員会 会議結果<概要>

1 日 時

令和 7 年 5 月 26 日（月）午後 4 時 00 分～午後 4 時 55 分

2 場 所

人事委員会 審理室（都庁第一本庁舎南塔 41 階）

3 出席者

（委 員）中西委員長、山極委員、山崎委員

（事務局）丸山事務局長、谷任用公平部長、斎藤試験部長、渡邊審査担当部長、西巻総務課長、柳清水任用給与課長、折原審査課長、樋口審査担当課長、伊藤試験課長、高橋人材確保戦略担当課長

4 議 事

<議 案>

第 7 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

第 8 号議案 任期付職員の採用の承認について

第 9 号議案 令和 7 年度東京都職員 I 類 B 採用試験（新方式）の最終合格基準の決定及び採用候補者名簿の確定について

第 10 号議案 勤務条件についての措置の要求について

報告第 1 号 勤務条件についての措置の要求について

第 7 号議案 「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

標記議案について、事務局から、東京都議会議長より意見聴取の照会があった条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）の一部を改正する法律等の施行に伴う部分休業の拡充及び妊娠、出産等の申し出があった場合における措置等の規定整備であること、及び、育児休業法の一部を改正する法律の施行等を踏まえた子育て部分休暇の規定整備であることを説明した。

また、事務局から、当該照会に対して異議なしとして回答したい旨、説明した。

（東京都議会議長より意見聴取の照会があった条例）

- 1 第 168 号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 169 号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 172 号議案 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

委員より、勤務時間の途中でも部分休業できるようになることは大きなメリットなので、活用していただきたいが、こうした制度の利用者は圧倒的に女性が多いため、男性も気軽に取得できることが重要であり、その点を職員に伝えてほしいとの意見があった。

委員より、第 1 号部分休業の回数制限の有無、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の選択時期、選択した部分休業の変更の可否について確認があり、事務局から、第 1 号部分休業について取得の回数制限はないこと、第 1 号部分休業と第 2 号部分休業の選択時期は部分休業の開始前であること、職員の事情によって一度選択した部分休業を年度途中で変更できる旨、説明した。

委員より、妊娠、出産等についての申し出があった場合の措置について、職員の勤務地が異動になると、育児の事情に大きな変化が生じることになるので、異動先で改めて職員の意向を確認し、変化に対応した措置がとられるよう、しっかり運用してほしいとの意見があった。

審議の結果、委員全員の賛成により、原案のとおり決定した。

〈以下、非公開案件〉

第 8 号 議 案 任期付職員の採用の承認について

第 9 号 議 案 令和 7 年度東京都職員 I 類 B 採用試験（新方式）の最終合格基準の決定
及び採用候補者名簿の確定について

第 10 号 議 案 勤務条件についての措置の要求について

報告第 1 号 勤務条件についての措置の要求について

次回開催日程について

次回委員会は、令和 7 年 6 月 5 日（木）午前 10 時 00 分から開催することとした。